

ライジング・トルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式

2018年12月3日作成

ファンドマネージャー来日 ～スペシャル・レター～

ライジング・トルコ株式ファンドのファンドマネージャーであるUBPのエリ・コーエンが2018年11月に来日し、トルコ株式市場の現状と今後の展望について語りました。

ご挨拶

2018年はトルコ株式市場にとって波乱の年となり、為替市場、株式市場ともに大きく下落しました。

一方で現在トルコリラはほぼ底値圏であり、株式市場もすでに悪材料を織り込んでおり、今後リバウンドの投資機会が存在すると考えられます。

また、若い人口動態・強い内需により、長期的にみると高い経済成長が見込まれています。

私のトルコ株における20年以上の運用経験を活かした投資アイデアが、みなさまにとってトルコ株式への理解を深める一助になればと考えています。



エリ・コーエン

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（UBP）
ファンドマネージャー

【当ファンドの基準価額の推移】



・期間：2011年4月1日～2018年11月30日

※ 基準価額（税引前分配金再投資）は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しています。

※ 基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）の計算において信託報酬は控除されています。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額（税引前分配金再投資）のグラフが重なって表示される場合があります。

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

ライジング・トルコ株式ファンド

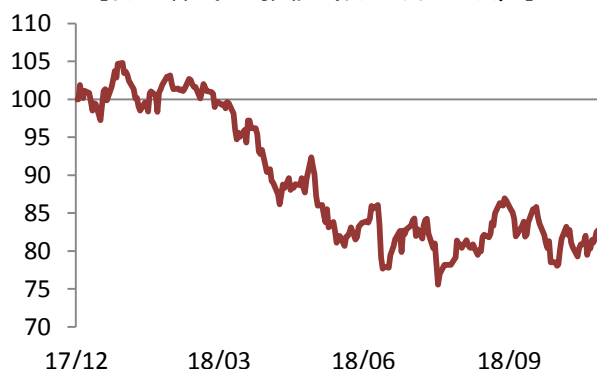
追加型投信／海外／株式

2018年12月3日作成

2018年は激動の年

年初来、トルコ株式指数はトルコリラベースで最大で約24%下落し、トルコリラは日本円に対して最大で約45%下落しました。

【トルコ株式*の推移（トルコリラベース）】



出所：Bloombergより作成
期間：2017年12月31日～2018年11月30日
※2017年12月31日を100として指数化
*イスタンブール100種指数

【トルコリラ（対円）レートの推移】



出所：Bloombergより作成
期間：2017年12月31日～2018年11月30日

なぜトルコの金融資産はここまで売られたのか？3つの背景

背景：1

1点目は米国金利の上昇が挙げられます。好景気を背景に米国の利上げが続いており、リスクが相対的に高い新興国市場から、より安定性の高い米国へ資金を移動させる動きが出るのではという警戒感が高まりました。トルコは長期にわたり経常赤字が続いており、米国金利の上昇の影響が他の新興国よりも大きいことが懸念されたと考えられます。

背景：2

2点目はトルコ企業の債務の増大が挙げられます。民間セクターの債務の対GDP比は10年前の41%から85%へ急増していました。市場から企業の財務内容の悪化や銀行の不良債権の増加などが不安要素として見られていました。

背景：3

3点目として中央銀行の利上げの遅れが挙げられます。2018年の大統領選に向けトルコ政府は内需促進政策を行った結果インフレ率が上昇しましたが、利上げを嫌うエルドアン大統領の圧力などもあり中央銀行は利上げを行わず、通貨が下落しさらにインフレ率が上昇する悪循環に陥りました。

これらの不安要素を抱える中で、米国人牧師の拘束をめぐる米国がトルコへ経済制裁を発動したことをきっかけにトルコリラが大きく下落した、いわゆる「トルコ・ショック」が発生し、株式市場も大きく下落したと考えております。

ライジング・トルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式

2018年12月3日作成

「トルコ・ショック」が収束に向かっていると考える4つの理由

トルコ政府が不当に米国人牧師を長期拘束したことへの報復として、2018年8月に米トランプ政権がトルコからの鉄・アルミ輸入に対して関税を2倍に引き上げることを表明したのをきっかけに、トルコリラが急落し、いわゆる「トルコ・ショック」が発生しました。

しかし既に以下の4つの理由から「トルコ・ショック」は収束に向かっていると考えています。

理由1：利上げ

トルコ中央銀行は9月にエルドアン大統領が金融引き締めに対して圧力をかける中で、主要な政策金利である1週間物レポ金利を6.25%引き上げ年24%にしました。今後はインフレ率上昇に歯止めがかかると考えられます。

理由2：対米関係の改善

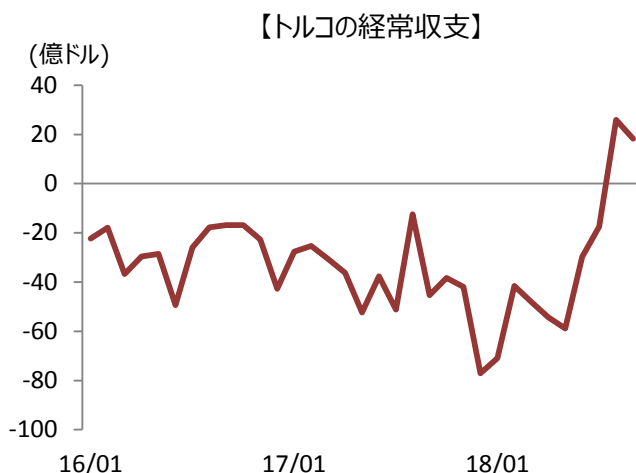
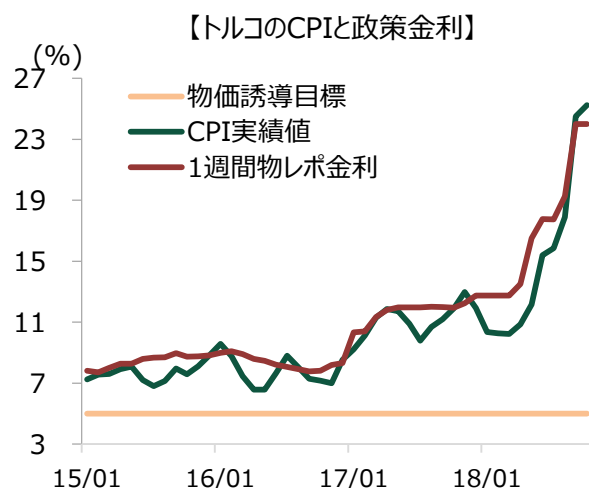
拘束されていた米国人牧師が10月に釈放されました。基本的には米国・トルコ共にこれまでの関係性を今後も維持したいとの思惑があり、2国間の関係が改善に向かう可能性が高まっています。

理由3：経常収支の黒字化

景気過熱によって赤字が続いていた経常収支が8月に3年ぶりの黒字に転じ、9月も2ヶ月続けての黒字となりました。「トルコ・ショック」による需要減に伴う輸入の減少という背景はあるものの、経常赤字が黒字化したことは通貨の安定に働きます。

理由4：原油安

9月末にWTI原油先物で1バレル＝73ドル台であった原油価格が足元では50ドル台まで低下しており、エネルギーの大部分を輸入に頼るトルコにとって原油安は経済にプラスに働き、通貨の安定に資すると考えています。



出所：トルコ中央銀行、トルコ統計局より作成
期間：2015年1月～2018年10月

出所：トルコ統計局より作成
期間：2016年1月～2018年9月

ライジング・トルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式

2018年12月3日作成

トルコ株式市場は悪材料を織り込み済

トルコの株式市場は、既に悪材料を織り込んだ水準まで下落した可能性が高いと考えています。バリュエーションでも足元のトルコ株式市場のPER（株価収益率）は6.6倍と過去10年のPERの中央値である10.7倍から大きく低下しています。

今後のトルコ株式市場の反発の可能性

将来的に利上げの効果が現れることによりインフレ率の低下が見られれば、利下げを行うことも可能になります。またトルコの対GDP比政府債務残高は29%と新興国の中では相対的に低く、財政出動による景気刺激策などを行うことが可能と考えられます。

過去にトルコで危機と呼ばれる様な状況は何度か起きており、その際株式市場は大きく下落しましたが、その後の株価の大きな反発がみてとれました。過去の危機相場では平均すると株価は米ドルベースで76%下落しましたが、その後6ヶ月で84%反発しております。

今後の経済の低迷度合い、企業収益の悪化、不良債権の状況などを見極める必要があり、来年3月の地方選挙を前にしてエルドアン政権の動向にも注意が必要です。当面は引き続きリスクには十分な配慮を行う必要があるものの、現状のトルコ株式は割安度が高く、来年の半ば以降には反発の可能性もあると考えています。

【過去の危機時のトルコ株式*の最大下落率】

	直近高値からの最大下落率		底値から6ヶ月後の上昇率	
	トルコリラベース	米ドルベース	トルコリラベース	米ドルベース
1991年湾岸戦争	-37%	-79%	127%	87%
1994年メキシコ通貨危機	-51%	-79%	78%	74%
1998年ロシア危機	-58%	-62%	156%	87%
2001年トルコ金融危機	-62%	-87%	53%	87%
2008年リーマンショック	-63%	-74%	66%	85%
過去の危機の平均	-54%	-76%	96%	84%
現在の「トルコ・ショック」	-22%	-46%		

・出所：UBP提供資料より作成

* イスタンブール100種指数

当ファンドの主なリスクと留意点

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株式投資のリスク (価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク)	株式の価格は企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。株式の発行者が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該発行者の株式の価格が下落したり、投資資金が回収できなくなる場合もあります。 市況等や株式の発行者の財務状態等の影響により、株式の取引量が減少し、流動性が著しく低下した場合には、最適な時期・価格で株式を売買できず、当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。 一般的にトルコ等の主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格が大きく変動する可能性があります。
カントリーリスク	トルコの政治・経済、取引制度、社会情勢およびトルコを取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には、主要先進国市場に投資する場合と比べ、より大幅に株価が変動することがあり、当ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産には為替レートの変動リスクが伴います。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、金利の変動、各国政府による介入、政策等により変動します。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。
銘柄集中投資のリスク	当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

《その他の留意点》

- クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相対当、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファミリーファンド方式に関わる留意点
マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等により、マザーファンドの売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。
- 運用委託先に関わる留意点
トルコ株式等の運用委託先の運用担当者、運用体制、組織等に大きな変更がある場合は、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

お申し込みメモ

購入単位	1,000円以上1円単位 [※] または1,000口以上1口単位	※購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて1,000円以上1円単位でご購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額	
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。	
申込不可日	・ ロンドンの銀行休業日 ・ イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。） ・ イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間	
信託期間	2021年3月3日まで（設定日 2011年4月1日）	※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
決算日	原則、3月、9月の各3日（休業日の場合は翌営業日）	
収益分配	毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コース（分配金支払コース）と、分配金を再投資する自動けいぞく投資コース（分配金再投資コース）があります。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。	
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。	

その他の項目につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

申込不可日イメージ

- ロンドンの銀行休業日、イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます）
- イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間

5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）
申込不可日					

※イスラム暦に基づくトルコの休日は毎年一定ではありません。なお、同休日の期間はイスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます）にも該当します。ご購入およびご換金の際には、トルコの休日について取扱販売会社または委託会社（電話0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時から午後5時））までお問い合わせください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時 手 数 料	●購入時手数料率		販売会社によるファンドの商品説明・ 投資環境の説明・事務処理等の対価
	ご購入金額	手数料率(税込)	
	5,000万円未満の場合	3.24%(税抜3.0%)	
	5,000万円以上5億円未満の場合	1.62%(税抜1.5%)	
	5億円以上10億円未満の場合	1.08%(税抜1.0%)	
	10億円以上の場合	0.54%(税抜0.5%)	
購入時手数料の額(1万口当たり)は、購入金額に応じて、購入価額に右記に掲げる率を乗じて得た額とします。			
*購入金額＝ (購入申込受付日の翌営業日の基準価額／1万口)×申込口数			
※購入時手数料は、当該購入時手数料(税抜)にかかる消費税および地方消費税8%に相当する金額を加算した場合の料率を表記しております。			

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.9224%(税抜1.78%)を乗じて得た額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分(年率) <table> <tr> <td>委託会社</td><td>税抜0.98%</td><td>ファンドの運用の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>税抜0.75%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>税抜0.05%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </table> ※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオンバンケールプリヴェユービーイーエスエー(ロンドン支店)への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じて得た額とします。(ファンドの運用の対価)	委託会社	税抜0.98%	ファンドの運用の対価	販売会社	税抜0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	税抜0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
委託会社	税抜0.98%	ファンドの運用の対価									
販売会社	税抜0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価									
受託会社	税抜0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.007%))を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆その他の費用(*) 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息 等 (*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・監査報酬： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用									

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委 託 会 社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(登録番号：関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。 信託財産の運用指図等を行います。 電話：0120-69-5432(受付時間：営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス：http://www.sjnk-am.co.jp/
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行に委託することができます。
販 売 会 社	大和証券株式会社 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。 投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

設定・運用は・・・

大和証券

Daiwa Securities

大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会



SOMPOホールディングス | Innovation for Wellbeing
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。